

令和3年2月2日

変異株流行国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（8）」（令和3年2月2日）（別添）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

国・地域	指定日	3.（2）に基づく措置の実施開始日時（日本時間）
アイルランド、イスラエル、英国、ブラジル（アマゾナス州）、南アフリカ共和国	令和3年2月2日	令和3年2月5日午前0時

水際対策強化に係る新たな措置（８）
（抜粋）

令和３年２月２日

３．検疫の強化

- (１) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、引き続き、当分の間、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。
- (２) 変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。なお、検査証明を帰国時に提出できない日本人については、帰国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。

(注 1) 上記 1～3 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置」(令和 2 年 12 月 23 日) 及び「水際対策強化に係る新たな措置 (2)」(令和 2 年 12 月 25 日) は、廃止する。

(注 2) 変異株流行国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

(注 3) 上記 1～3 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株流行国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

(注 4) 上記 3 (2) に基づく措置は、令和 3 年 2 月 5 日午前 0 時 (日本時間) から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。